

発議案第40号

集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年11月18日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	小林恵美子	㊟
	同	皆川知子	㊟

提案理由

政府に対し、集団的自衛権容認の閣議決定を取り消し、その具体化に向けた全ての動きを直ちに中止するよう、強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書

「海外での武力行使は許されない」ことを土台として構築されてきた歴代政府の一貫した憲法9条解釈を根本から覆して、安倍政権が集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を強行して3か月、高まる反対世論を全く無視して、同政権が「海外で戦争する国」づくりへとその具体化の道を突き進んでいるのは、大問題と言わねばならない。

日本の国のあり方の根本にかかわる憲法解釈を、その時々政権の都合一つで、しかも国会論議も抜きに、180度逆転することがまかり通るならば、もはや憲法が憲法でなくなるに等しく、「憲法を破壊するもの」、「立憲主義にもとるもの」との批判が噴出しているのは当然である。

これまでもさまざまな解釈改憲が重ねられ、海外派兵立法によって自衛隊の海外派兵が強行されてきたもとでも、「戦闘地域には行かない」「海外で武力行使はしない」という大原則が貫かれ、歯どめとなってきた。一人も殺さず、一人も殺されることのなかった戦後69年間の歩みは、日本が国際社会からの信頼を獲得する重要な礎となってきた。

閣議決定はこの歯どめを取り外し、「戦闘地域」「非戦闘地域」の概念そのものをなくして、アメリカが戦争を起こせばイラク戦争であれ、アフガン戦争であれ、戦闘現場で武器をとって戦うことも可能とするものにほかならない。アメリカの戦争のために日本の若者の血を流す危険な道を、断じて許すことはできない。

閣議決定はまた、日本が攻撃されていなくても「自衛の措置」として武力行使が可能となる「新3要件」なるものを示しているが、他国に対する攻撃を時の政権が「我が国の存立が脅かされる」と解釈しさえすれば、地理的限定もなしに地球の裏側にまで出動して戦闘行動できるというものにほかならない。しかも国会論戦で明らかになったように、他国に対するその攻撃を「排除するまで」武力行使するとなれば、それは際限なく拡大せざるを得ない。どの角度から見ても、今回の集団的自衛権行使が、政府与党の宣伝するような「限定的なもの」などではあり得ないことは明白である。

今安倍政権は、12月にアメリカと合意する予定の新「ガイドライン」（日

米防衛協力の指針)において、集団的自衛権行使容認の閣議決定を踏まえて、米軍と自衛隊の一体化・共同作戦態勢をさらに強化しようとしている。「より力強い同盟とより大きな責任の共有」をうたい文句に、アメリカの戦闘に対する自衛隊の支援地域を、従来の「後方地域」から実際には「戦闘現場」となる地域にまで拡大する、そのために周辺事態法などにある「制限」を取り払う改定、もしくは新法の制定をもくろんでいる。

さらに、米軍の海兵隊に相当する「水陸機動団」なる部隊の創設や、米軍が侵略戦争や「殴り込み」作戦で海上拠点にする強襲揚陸艦の導入も目指すなど、海外派兵型の軍拡を加速している。こうした「戦争する国」への動きを到底認めることはできない。

戦後日本の再出発の原点は「戦力を持たない国」「戦争しない国」であった。これは国際社会への復帰に際しての国としての約束であった。それを覆すことは断じて許されない。

よって政府に対し、集団的自衛権容認の閣議決定を取り消し、その具体化に向けた全ての動きを直ちに中止するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年11月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
法務大臣様